

## 道路特定財源確保に関する緊急決議

道路は、経済・社会活動や県民生活を支える基礎的なインフラであり、最も優先的に整備されるべき社会資本である。しかしながら、地方の道路整備は、都市部に比較して大きく立ち後れている。

県民は、都市部に大きく後れを取りながらも、地方の道路整備が進むことを切に望み、これまで長きにわたり道路特定財源を粛々と負担してきたところである。県民の悲願である東九州自動車道をはじめ、地域の連携交流を進める国道、通学、通勤などの生活に密着した県道、市町村道など数多くの要望が我々にも届いており、道路整備の促進のためには暫定税率を今後も維持することが必要不可欠である。

そのような中、先月の23日に本県を始めとする、全国の都道府県議会議員が集結し、「道路特定財源堅持を求める都道府県議会議員総決起大会」を開催し、道路特定財源の暫定税率維持に関連する法案の年度内成立と同財源による「道路の中期計画」の確実な実行を求める決議を行い、国政に強く要望したところである。

仮に今通常国会で提出されている、道路特定財源の暫定税率延長などを盛り込んだ予算関連法案が不成立となれば、必要な道路整備の遅延や休止などが見込まれるだけでなく、県民生活や経済活動へ多大な影響が出ることが懸念される。

よって、本議会は、県民と一体となり、生活を営んでいくための必要不可欠な「生命線」である道路整備推進のため、道路特定財源の安定的な確保を求め、次の事項について強く訴えていくことを決意する。

- 1 道路特定財源諸税の暫定税率を延長するなど租税特別措置法等の改正手続きを今年度内に確実に成立させること。
- 2 地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。
- 3 県民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、道路整備に充てること。

以上、決議する。

平成20年2月21日

宮 崎 県 議 会